（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八一五」を「八・八二五」に、「八・三〇四」を「八・三一三」に、「七・八一九」を「七・八二七」に、「七・三五九」を「七・三六七」に、「六・九二三」を「六・九三一」に、「六・五一〇」を「六・五一七」に、「六・一一八」を「六・一二六」に、「五・七四七」を「五・七五四」に、「五・三九六」を「五・四〇二」に、「五・〇六二」を「五・〇六八」に、「四・七四六」を「四・七五二」に、「四・四四七」を「四・四五二」に、「四・一六三」を「四・一六八」に、「三・八三三」を「三・八九八」に、「三・六三八」を「三・六四三」に、「三・三九七」を「三・四〇一」に、「三・一七二」を「三・一六七」に、「二・九五〇」を「二・九五四」に、「二・七四四」を「二・七四八」に、「二・五四九」を「二・五五三」に、「二・三六四」を「二・三六七」に、「二・一八九」を「二・一九二」に、「二・〇二二」を「二・〇二五」に、「一・八六五」を「一・八六八」に、「一・七一五」を「一・七一八」に、「一・五七四」を「一・五七六」に、「一・四四〇」を「一・四四二」に、「一・〇七八」を「一・〇八〇」に、「〇・九六九」を「〇・九七一」に、「〇・八六七」を「〇・八六九」に、「〇・七六九」を「〇・七七一」に、「〇・六七七」を「〇・六七九」に、「〇・五九〇」を「〇・五九一」に、「〇・五〇七」を「〇・五〇八」に、「〇・四二八」を「〇・四三〇」に、「〇・三五四」を「〇・三五五」に、「〇・三〇三」を「〇・三〇二」に、「〇・二五二」を「〇・二五三」に、「〇・二〇四」を「〇・二〇五」に、「〇・一五七」を「〇・一五八」に、「〇・一四〇」を「〇・一四一」に、「〇・一二四」を「〇・一二六」に、「〇・一〇五」を「〇・一〇六」に、「〇・〇八六」を「〇・〇八七」に、「〇・〇七〇」を「〇・〇七一」に、「〇・〇五五」を「〇・〇五六」に、「〇・〇四三」を「〇・〇四四」に、「〇・〇三〇」を「〇・〇三一」に、「〇・〇二一」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一四」を「〇・〇一五」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇三」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成三十年度	〇・〇〇一

別表第二に次のように加える。

平成二十八年度	〇・〇二〇

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二（見出しを含む。）中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条中「令和二年度」を「令和三年度」に、「一・〇〇一」を「一・〇〇〇」に改める。

第二条の見出し中「令和二年度及び令和三年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第一項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「〇・九七三」を「〇・九七七」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「〇・九七七」を「〇・九七六」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第一項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「一・〇〇二」を「一・〇〇一」に、「一・〇〇〇」を「〇・九九九」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九〇〇

別表第一第一号の表中「一三・九八六」を「一三・九七二」に、「一三・六八五」を「一三・六七一」に、「一三・四九五」を「一三・四八二」に、「一一・一六一」を「一一・一五〇」に、「一〇・三一九」を「一〇・三〇九」に、「九・三一六」を「九・三〇七」に、「八・五五七」を「八・五四八」に、「七・八六三」を「七・八五五」に、「六・八八三」を「六・八七六」に、「六・三二二」を「六・三一六」に、「六・一五〇」を「六・一四四」に、「五・四四〇」を「五・四三五」に、「四・一五七」を「四・一五三」に、「三・六〇六」を「三・六〇二」に、「二・六四五」を「二・六四二」に、「二・二五二」を「二・二五一」に、「一・八六三」を「一・八六一」に、「一・七一三」を「一・七一一」に、「一・六二二」を「一・六二一」に、「一・四六二」を「一・四六一」に、「一・三九一」を「一・三九〇」に、「一・三四三」を「一・三四二」に、「一・二九二」を「一・二九一」に、「一・二二三」を「一・二二二」に、「一・一九二」を「一・一九〇」に、「一・一六二」を「一・一六一」に、「一・〇四一」を「一・〇四〇」に、「一・〇二二」を「一・〇二一」に、「〇・九九二」を「〇・九九一」に、「〇・九八四」を「〇・九八三」に、「〇・九八二」を「〇・九八一」に、「〇・九七九」を「〇・九七八」に、「〇・九五九」を「〇・九五八」に、「〇・九五三」を「〇・九五二」に、「〇・九五六」を「〇・九五五」に、「〇・九六一」を「〇・九六〇」に、「〇・九六八」を「〇・九六七」に、「〇・九七七」を「〇・九七六」に、「〇・九八二」を「〇・九八一」に、「〇・九八四」を「〇・九八三」に、「〇・九七五」を「〇・九七四」に、「〇・九八五」を「〇・九八四」に、「〇・九八七」を「〇・九八六」に、「〇・九五三」を「〇・九五二」に、「〇・九五七」を「〇・九五六」に改め、同表に次のように加える。

令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九三八

別表第一第二号の表中「一四・一二七」を「一四・一一三」に、「一三・八二二」を「一三・八〇八」に、「一三・六二九」を「一三・六一五」に、「一一・二七三」を「一一・二六二」に、「一〇・四二三」を「一〇・四一三」に、「九・四一二」を「九・四〇三」に、「八・六三九」を「八・六三〇」に、「七・九四三」を「七・九三五」に、「六・九五一」を「六・九四四」に、「六・三八五」を「六・三七九」に、「六・二一四」を「六・二〇八」に、「五・四九六」を「五・四九一」に、「四・二〇〇」を「四・一九六」に、「三・六三九」を「三・六三四」に、「二・六七〇」を「二・六六七」に、「二・二七四」を「二・二六八」に、「一・六四〇」を「一・六三八」に、「一・三五七」を「一・三五六」に、「一・四七七」を「一・四七六」に、「一・三〇五」を「一・二九九」に、「一・二三三」を「一・二二七」に、「一・二〇四」を「一・二〇三」に、「一・一七三」を「一・一七二」に、「一・一〇二」を「一・一〇一」に、「一・〇五三」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇〇一」に、「〇・九九五」を「〇・九九四」に、「〇・九八四」を「〇・九八三」に、「〇・九七六」を「〇・九七五」に、「〇・九六四」を「〇・九六三」に、「〇・九五六」を「〇・九五五」に、「〇・九五九」を「〇・九五八」に、「〇・九五二」を「〇・九五一」に、「〇・九八一」を「〇・九八〇」に、「〇・九七六」を「〇・九七五」に、「〇・九八七」を「〇・九八六」に、「〇・九五四」を「〇・九五三」に、「〇・九五七」を「〇・九五六」に改め、同表に次のように加える。

令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九三八